

# 35 江戸時代の株仲間の役割

～安定供給と物価～

## 1 株仲間による独占

〈史料1〉は、掛塚湊（磐田市）の廻船持ちによる株仲間の掟書である。ここでは、①廻船で運ぶ荷物の運賃について、最近（文化7年は1810年）は、以前に決めたとおりに守られず、廻船と荷主の交渉で勝手に決められており、価格競争が起きた結果、廻船の経営が困難になっている、②そこで以前決めた運賃を守るようにすること、もし守らなければ「組合」（株仲間）を除名すること、などが書かれている。

掛塚湊でも、他と同じように株仲間に加している廻船だけが商売でき、〈史料1〉のように、運賃を決めて独占利益をあげていた。このため、天保の改革（1841～43）では、流通を独占している株仲間が物価を吊り上げているとして、株仲間の解散が命じられたのである。

〔史料1〕文化七年八月 掛塚湊の廻船連判掟書  
〔中略〕  
一 運送賃ならびに諸賃銀の儀は、別紙前々記録の通り、堅く相守り申すべく候、近頃内々未熟の粗相間に不埒の事に候、相互に勝手に取り計らい等いたし候様相なり候ては、記録相崩れ候義目前、然候ては廻船永続相なりがたく候につき、この段相弁へ、以来未熟これなき様記録相守るべく候、万一相背においては糺しの上、軽重によつてその廻船上下差し留め候か、組合相除き候間、相互に申し合わせ、心得違いこれなき様急度相守るべき事  
〔中略〕  
文化七年八月  
掛塚湊廻船持  
本宿湊屋也 政五郎 印  
〔外 廻船持連印〕  
〔静岡県史〕資料編13近世五 96頁

## 2 安定供給を維持するための株仲間

しかし、江戸時代の株仲間は、単に利益を独占するためだけのものではなかった。〈史料2〉

〔史料2〕「横須賀惣庄屋覚帳」嘉永七年六月六日  
〔前略〕この砌、米値段追々高直につき、小売屋一統寄合仕り候処、昨年（嘉永六年）より町々にて小売相初め候者これあり、この間中は御触直段より二文安に売り出し候、尤も安く売り候は宜しく候えども、高直にて取引合う節は売つづき如何や、勝手に初め候につき、その砌に至り相休みおり候様にては、是迄売つづき来り候二十六軒の者迷惑いたし候儀につき、惣町御庄屋申様方の御考弁の上、御取り究め下さるべき様御願ひ申したく、二十六軒の内にも種々申す者これあり、前申し上げ候勝手に売り出し候族、引き合わざるの砌、相休み候様にては、これまで株同様に売つづき来り候者も相休み候て宜しきやと申す者もこれあり候えども、左様致し候ては、御上様より御咎め請け候は眼前に候〔後略〕  
〔掛川市教育委員会所蔵 歴文53001-yr26〕

は横須賀（掛川市）に残る「惣庄屋覚帳」の1854（嘉永7）年6月の記事である。ここでは、①昨年（1853年）から米の小売を始めた者がおり、この前までは「御触直段」（公定価格：横須賀藩では米問屋と藩の間で主要な品物の公定価格が決められていた）より2文安い値段で米を売っていた。②ところが、米の値段が高くなってから（＝品薄で米が手に入らない時）は商売を休んでいる、③これでは、これまで米の小売を続けてきた26軒の米問屋（横須賀では米問屋の正式な株仲間はなかったが、事実上この26軒が株仲間の役割を果たした）が迷惑である、利益が出ない時に休む米屋がいては、26軒の株仲間のなかにそうする者が出ても仕方がなく、そうなのは上様（横須賀藩の大名）のお咎めがあるのは明らかである、といったことが書かれている。

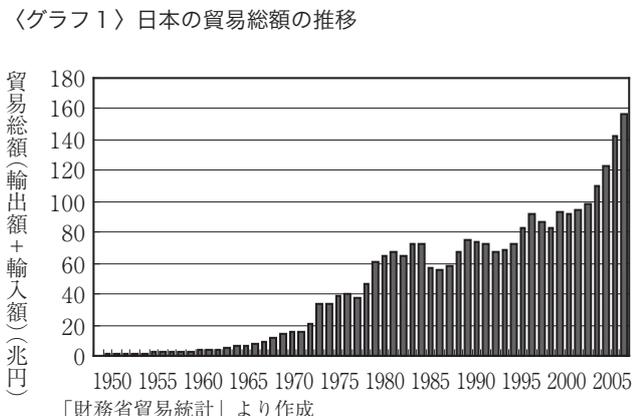
このことから、少なくとも地方の株仲間にはそれぞれ扱っている品物を安定供給するという役割があったことがわかる。つまり、株仲間は幕府や藩から特権商人として認められ、流

通を独占したり、価格を決めたりできる代わりに、商品の安定供給を担っていたのである。

ここで注目されるのは、株仲間に属していない新興商人たちは、米の値段が高い時には商売をしていないということである。現代的な感覚からいえば、米の値段が高い時に買い占めておいた米を売り出すことにより莫大な利益が得られる、ということになるが、新興商人たちには高値で品薄になっている時には売るべき米がないのである。

しかしこのことは、幕末には大坂を中心とする流通システムが崩壊しつつあり、商品の流通が不安定になっていたとはいえ、教科書に「貨幣経済の発展」などと書かれていることと矛盾するようにみえる。

〈グラフ1〉は、最近60年ほどの日本の貿易額の推移を表したものである。過去50年の間に貿易総額は60倍になり、まさに飛躍的に伸びている。しかし、1975（昭和50）年頃も、1955年頃と比較した場合には飛躍的に伸びていたわけである。ただし、その金額は現在の感覚からみれば小額である。江戸時代の後半、確かに商品の流通量はそれ以前に比べれば飛躍的に増えてきていることは間違いない。例えば近世初期には地方都市では株仲間すら成り立たないほど流通量は少ないが、それ以前の段階と比較すれば流通量は増大していたはずである。しかし、現代の感覚からいえば絶対量ははるかに少ないのである。



### 3 株仲間の存在意義

江戸時代、流通量の少なさゆえに、価格競争になると問屋などの商人は共倒れになってしまう恐れがあった。天保の改革で株仲間が解散されていたが、1851（嘉永4）年に株仲間の再興令が出される。そこには「株仲間を解散させたが、『以来商法相崩、諸品下直に不相成、却て不融通之趣相聞候に付』（それ以来、これまでの商売のやり方が崩れ、物価は下がらず、かえって上手くいかなかったということなので）このたび、株仲間を復活させることにした」ということが書かれている。また、〈史料3〉は〈史料2〉の続きの部分であるが、新興商人が米を「売つづき」、勝手な値段で商売しないのならば26軒の米の株仲間に参加を認めることになっている。

藩や庶民にとって、一時的に価格が安くなることより、凶作の時にも商品が安定して供給されることの方が重要だったはずである。物資の流通量が多くなかった江戸時代の地方都市には、共倒れを防ぎ「売つづき」（安定供給）を確保するために、株仲間のような特権商人が存在する意味があったわけである。

〔史料3〕「横須賀惣庄屋覚帳」嘉永七年六月六日  
 〔前略〕庄屋中一統談事いたし候処、町々勝手に相初候者どもへ、得と申し聞き候は、この末米の高下にかかわらず、小売相つづき勝手の手売方致さず候心得ならば、小売屋仲間廿六軒の内へ談じ仲間入れ致し、御触の直段急度相守り小売致すべく、尤も御触直段より下直に売り候と申す事は如何の事につき、左様の節は直下げ御願済の上、勝手の手売り方致されず候、右申し候通り、売つづき出来かね候者、小売の儀厳重差し留め然るべしと談ず事取り極め、町々にて得と申し付け候様、取り極め申し候〔後略〕  
 （掛川市教育委員会所蔵 歴文55001-17126）